

7 監 第 6 7 号
令和 7 年 8 月 29 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京都府監査委員	能 勢	昌 博
同	藤 山	裕紀子
同	森	敏 行
同	橋 本	幸 三

令和 6 年度京都府内部統制評価報告書に係る審査意見について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

令和 6 年度京都府内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

京都府知事が作成した内部統制評価報告書について、評価が手続に沿って適切に実施されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査する。

3 審査の実施内容

先に策定した「内部統制評価報告書審査計画」に基づき、監査委員事務局職員が各部局の定期監査に併せて制度の運用状況を確認するとともに、監査委員が監査委員会議において評価部局からの説明を聴取した上で審査を行った。

また、これまでの監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和6年度京都府内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当であると考えられる。

しかしながら、昨年度に引き続き、運用上の不備として、同一所属における前年度と同様の不適切事務及び年度内に是正できなかった不適切事務が報告されたところである。また、令和6年度の監査結果においても、支払いの遅延や制度の理解不足等による不適切事務が散見されている。

内部統制の目的である効率的かつ効果的な業務の遂行に向けては、職員個人の能力に依存するのではなく、組織として、所属長の強力なリーダーシップのもと、適正に事務を執行していただきたい。